ここに公布する。

平成二十八年六月七日

福岡県知事

小

Ш

洋

福岡県規則第五十五号

岡県五ヶ山ダム管理用自家用電気工作物保安規則の

部を改正する規則

第 成 三 T + 七 八 百 年 九 六 + 月 八 七 号 日

増 刊

(1)

第六条に次の一項を加える。

業法施行規則第五十二条第二項の規定による委託契約の受託者は、 主任技術者の職務を責任をもって遂行しなければならない。 第一 項に規定する

第十二条に次のただし書を加える。

う場合は、 別表第三の二に定める基準によるものとする。

ただし、電気事業法施行規則第五十二条第二項の規定による委託契約の受託者が

九条第一項に次の一号を加える。

五. 保安に関する教育の状況

○資金管理団体の届出事項の異動 ○資金管理団体の指定届 ○政治団体の解散届 ○政治団体の届出事項の異動届 ○政治団体の設立届 ○福岡県同和対策会議規程の一 ○資金管理団体の指定取消届 ○福岡県職員の 福岡県五ヶ山ダム管理用自家用電気工作物保安規則の一部を改正する規則を制定し、 再 訓 選挙管理委員会 ・駐在に関する規程の一 規 掲 令 部を改正する訓令 則 届 部を改正する訓令 (市町村支援課) (市町村支援課) 市町村支援課) 市町村支援課) 市町村支援課) 市町村支援課 入 調 事 整 課 課 \equiv Ŧi. 五. 几 几 0 九 九

毎週火金曜日 定期発行日

[発行] 〒 812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号 福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3028) [作成] 〒 812-0023 福岡市博多区奈良屋町 3 番 1 号 久 野 印 刷 株 式 会 社 (電話 092-262-5726)

号) 福岡県五ヶ山ダム管理用自家用電気工作物保安規則 0) 一部を次のように改正する。 (平成)

一十六年福岡県規則第十一

3 前条第一項ただし書の規定により主任技術者を選任しない場合においては、

電気事

○福岡県

Ħ. 規

山

則

(第五十五号)

目

次

[ダム管理用自家用電気工作物保安規則

0

部を改正す

(河川開発課)

る規則

第十

別表第三の次に次の一表を加える。

別表第3の2(第12条関係)

1 維持及び運用に関する点検、測定及び試験項目

(1) 需要設備

(1)	而安苡伽				
電	気 工 作 物	点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検	臨時点検
	責任分界となる	外 観 点 検	0	0	
	開閉器	観察点検		0	
	引込線等	絶縁抵抗測定		0	
	電線及び支持物	絶縁診断(部分放電測定)	1		
	ケーブル	継電器動作試験		% 1 O	
		継電器との結合動作試験		0	
			0		
		外 観 点 検	0	0	
TI	開閉器	観察点検		0	
受		絶縁抵抗測定	-	0	
		絶縁診断(部分放電測定)			
電		継電器動作試験		% 1 O	
电		継電器との結合動作試験		% 1 O	
		※2 絶縁油の点検・試験		\circ	
設		※2 内 部 点 検		0	必
	断 路 器	外 観 点 検	0	0	
	電力用ヒューズ 選 雷 器	観察点検		0	要
備	計器用変成器母線	絶縁抵抗測定		0	
	電力用コンデンサ その他高圧機器	絶縁診断(部分放電測定)			
	変圧器	外 観 点 検	0	0	0
$\overline{}$,— H	観察点検		0	
次		絶縁抵抗測定	1	0	都
受		組縁診断(部分放電測定)			
電		漏えい電流測定			nte.
設			0	0	度
備		※2 絶縁油の点検・試験		0	
を	III Æ MI	※2 内 部 点 検		0	
含	配 電 盤	外観点検	0	0	
む	及び	※3 電圧・電流測定	0	0	
	制御回路	観察点検		0	
		絶縁抵抗測定		0	
		絶縁診断(部分放電測定)			
		継電器動作試験		% 1 O	
	受電設備の建物・室	外 観 点 検	0	0	
	キュービクルの外箱	観察点検		0	
	接地装置	外観点検	0	0	
		観察点検		0	
		※ 4 接 地 抵 抗 測 定		0	
	I .		1	U	

霍	意気 工 作 物	点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検	臨時点検
配電設備	開 閉 器 遮 断 器 変 圧 器 配 電 線 路 電線及び支持物 接 地 装 置	受電設備に準ずる	同左	同左	
電気は	電動機電熱機	外 観 点 検	0	0	
使 用 場	電気溶接機照明装置	観察点検		0	
所の	配線及び配線器具 その他機器類 接地装置	※5 絶 縁 抵 抗 測 定		0	
設備		※4 接 地 抵 抗 測 定		0	
	原動機	外観点検	0	0	
非	及び	観察点検		0	
常	付属装置	※6 保護装置動作試験	*/= O	0	
用	-10 . 	始動停止試験	% 70	% 8 O	
予	発電機	外観点検	0	0	
備発	及び	発電電圧・周波数等測定	% 7O	0	
電	励磁装置	製 察 点 検		0	必
設	接地装置	※6 絶 縁 抵 抗 測 定 ※4 接 地 抵 抗 測 定		0	
備	開閉器·遮断器·配電盤	<u>※</u> 4 接 地 抵 抗 測 定		0	要
	発電設備の建物・室 キュービクルの外箱	受電設備に準ずる	同左	同左	
小	原動機·付属装置 発電機·励磁装置	非常用予備発電設備に準ずる	同左	同左	の
出		外 観 点 検	0	0	都
力発	水力設備及び付属装置	観 察 点 検		0	БÞ
電		※6 絶 縁 抵 抗 測 定		0	rte:
設備	接 地 装 置 開閉器・遮断器・配電盤 発電設備の建物・室 キュービクルの外箱	受電設備に準ずる	同左	同左	度
	蓄 電 池	外 観 点 検	0	0	
		観 察 点 検		0	
蓄電		液量点検		0	
電池		※9 電圧·比重·液温測定		0	
設	充 電 装 置	外 観 点 検	0	0	
備		観 察 点 検		0	
		※6 絶 縁 抵 抗 測 定		0	
		※4 接 地 抵 抗 測 定		0	
絲	色縁監視装置	外 観 点 検	0	0	
		設定値確認・検知動作試験	0	0	
		自動伝送試験	0	0	
		設定値の誤差確認		0	

(2) 水力発電所

(2)	水刀発電所				
電	. 気 工 作 物	点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検B	臨時点検
	水車	※10 外 観 点 検	0	0	
		※11 観 察 点 検		※ 12 〇	
	発 電 機	外 観 点 検	0	0	
		観察点検		0	
		※6 絶 縁 抵 抗 測 定		0	
		※4 接 地 抵 抗 測 定		0	
	配 電 盤 等	外 観 点 検	0	0	
	(遮断器	電 圧・電 流 測 定	0	0	
	開閉器	観 察 点 検		0	
	変 圧 器	絶縁抵抗測定		0	必
	制御装置	※4 接 地 抵 抗 測 定		0	<i>7</i> .
	保護継電器	※11 継電器との結合動作試験		0	
水	等	継電器動作特性試験		% 1 O	要
力		漏えい電流測定	0	0	
発		※2 絶縁油の点検・試験		0	Ø
電		※2 内 部 点 検		0	V)
設		※11 制 御 装 置 試 験		0	
備		起動停止試験		0	都
	発電機室内	外 観 点 検	0	0	
		観 察 点 検		0	14:
		絶縁抵抗測定		\circ	度
		※4 接 地 抵 抗 測 定		0	
	土木工作物	点検、測定及び試験項目	0	0	
	量水池	外 観 点 検	0	0	
	管路施設				
	厚 導水管				
	バルブ	漏水点検	0	0	
	特殊排気弁				
	空気弁				

(1)(2)の注記

- (注)(1)※1を付した項目は、特性試験及び結合動作試験を3年に1回以上行う。なお、特性試 験等を実施しない年は、前回の試験記録の確認により代えることができる。
 - (2) ※2を付した項目は、負荷の使用状況等に応じて、必要が認められる場合に行う。 なお、PCB油混入のおそれがある場合、その一部又は全部を省略することができる。
 - (3) ※3を付した項目は、配電盤指示計器で変圧器毎にその二次側の値を測定する。
 - (4) ※4を付した項目は、前回の測定記録の確認により代えることができる。
 - (5) ※5を付した項目は、絶縁監視装置の監視記録により代えることができる。
 - (6) ※6を付した項目は、場合によっては実施できないときがある。
 - (7) ※7を付した項目は、前回の測定及び試験記録と比較し確認を行うものとする。
 - (8) ※8を付した項目は、自動で起動及び停止を行うものとする。
 - (9) ※9を付した項目は、パイロットセルで行うものとし、構造(密閉型等)によりその一部又は 全部を省略することができる。
 - (10) ※10を付した項目は、構造(密閉型等)によりその一部又は全部を省略することができる。
 - (11) ※11を付した項目は、原則として「当該設備を製造した者その他の当該設備の構造及び 性能に精通する者」により行うものとする。なお、ダム水路主任技術者又は外部委託先以 外が実施したものについては、記録により確認を行うものとする。
 - (12) ※12を付した項目は、抜き水等をして行う外観点検を3年に1回以上行う。なお、抜き水等 を実施しない年は、前回の点検記録の確認により代えることができる。

2 工事に関する点検、測定及び試験項目

(1) 需要設備

電気工作物	(1)				
 関 器	電	気工作物	点検、測定及び試験項目	工事期間中の 点検	竣工検査
開 日 会 他 条 点 検		責任分界となる	外 観 点 検	0	\circ
 電線及び支持物ケーブル 避断器器 外観点 検 一次要用 器 変 圧 器 一次要電設備の建物・室 キュービクルの外箱 接 型 点 検 一次要配電 数 点 検 一次要電設備の建物・室 外観点 検 一次要配電 数 点 検 一次要配電 数 点 検 一次要電設備の建物・室 外観点 検 一次要電設備の建物・室 外観点 検 一次要配電 数 点 検 一次要配電 数 点 検 一次要電設備の建物・室 外観点 検 一次要配電 数 点 検 一次要配電 数 点 検 一次要配 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表	文	開閉器	観察点検		0
ケーブル 継電器との結合動作試験 ○		引込線等	絶縁抵抗測定		0
かーブル 継電器との結合動作試験 ○ 遮断器器 外観点検 ○ 開閉器変圧器 絶縁抵抗測定 ○ 避電器器 施電器との結合動作試験 ○ 避職器との結合動作試験 ○ 避職器との結合動作試験 ○ 避職器との結合動作試験 ○ 避職器との結合動作試験 ○ 避職器との結合動作試験 ○ 避職者油の点検・試験 ○ 類に表した ○ 機工を設備の建物・室 外観点検 ○ 経電器動作試験 ○ 機工を設備の建物・室 外観点検 ○ 機工を設備を含む ・ ○ 職業を選出を表しましましましましましましましましましましましましましましましましましましま	雷	電線及び支持物	継電器動作試験		0
遊 断 器		ケーブル	継電器との結合動作試験		0
世 開 開 器		遮断器	外 観 点 検	0	0
 (一) 変 圧 器 (上) 変 圧 器 (上) 経電器動作試験 (上) 水 受電 と	設	開閉器			0
# 電報との結合動作試験 ※1 絶縁油の点検・試験 ○ ※1 絶縁油の点検・試験 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○					0
機電器との結合動作試験 ○	供	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			
※1 絶縁油の点検・試験	7V用				
Table Ta					
Table	$\overline{}$				_
設備 ※電影備の建物・室 外 観 点 () 受電設備の建物・室 外 観 察 点 () 接地装置 外 観 京 点 () 接地装置 外 観 京 () () 開開 開用 器 要 () () () 配電 要 医 要 ()				0	
設備 ※電影備の建物・室 外 観 点 () 受電設備の建物・室 外 観 察 点 () 接地装置 外 観 京 点 () 接地装置 外 観 京 () () 開開 開用 器 要 () () () 配電 要 医 要 ()	次				
設備 ※電影備の建物・室 外 観 点 () 受電設備の建物・室 外 観 察 点 () 接地装置 外 観 京 点 () 接地装置 外 観 京 () () 開開 開用 器 要 () () () 配電 要 医 要 ()	受				
 (備を含され) でできる。					
を含む キュービクルの外箱 観察点検 接地装置 外観点検 銀察点検 観察点検 選集地抵抗測定 開閉器 遮断機 変圧器 配電線及び支持物設置装置 設置装置 外観点検 電線及び支持物設置装置 製厂の設備 経験及び配線器具をの他機器類設置装置 経線抵抗測定 経線抵抗測定 ()		受雷設備の建物・字		\cap	
A		-			
 配 期 閉 器 遮 断 機 変 圧 器 配 電線及び支持物 設 置 装 置 電 動 機 電 熱 器 電気溶接機 照明装置 配線及び配線器具 その他機器類 設置装置 で 動 様 後 原 点 検 の の の で 後 後 原 数 器 で 点 な を は が 測 定 が 後 後 抵 抗 測 定 の で で で で で で で で で で で で で で で で で で	含			\cap	
接地抵抗測定 ○	む	按地表色			
開開開器 遮断機 変圧器 配電線路 電線及び支持物 設置装置 事業 外観点検 無別等 一個線及び配線器具 その他機器類 設置装置 接地抵抗測定	$\overline{}$				
配電設備 変圧器 配電線路 受電設備に準ずる 配電線及び支持物設置装置 受電設備に準ずる 電気容接機照明装置配線及び配線器具での他機器類設置装置 外観点検 経線及び配線器具での他機器類設置装置 経地抵抗測定 一 一 一		盟界	及 起 扬 仇 厌 无		<u> </u>
電 変 圧 器	±;-1				
記 電 線 路 電線及び支持物 設 置 装 置 外 観 点 検 電 動 機 電 熱 器 電気溶接機 照明装置 配線及び配線器具 子の他機器類 設置装置 魚 級 抵 抗 測 定 経 財 法 計 測 定 人 () 経 技 抗 測 定 人 () () () ()					
 備 電線及び支持物 設置装置 電 動 機 電 熱 器 電気溶接機 観 察 点 検 所の設備 設置装置 体 縁 抵 抗 測 定 会 地 抵 抗 測 定 			受電設備に準ずる	同左	同左
 設置装置 電動機電熱器電気溶接機照明装置 配線及び配線器具でのの設備 設置装置 外観点検 体 の設置装置 接地抵抗測定 					
電動機電熱器電気溶接機 照明装置配線及び配線器具での他機器類 設置装置 外観点検 一 一 会機備 一 一	MII	•			
気 電 割 機 電 熱 器 電気溶接機 用 電気溶接機 照明装置 所 配線及び配線器具 その他機器類 設置装置 接 地 抵 抗 測 定 が 観 点 検	電		A.I. And La LA	 	
用 電気溶接機 観察点検 場所の設置 配線及び配線器具 絶縁抵抗測定 ごの他機器類 設置装置 接地抵抗測定	気		外 観 点 検	O	O
所の設置 配線及び配線器具 その他機器類 設置装置 絶 縁 抵 抗 測 定 接 地 抵 抗 測 定 ○	用	電気溶接機	観 察 点 検		\circ
設置装置 接地抵抗測定	所	配線及び配線器具	絶縁抵抗測定		0
	設		接地抵抗測定		0
		協 監 視 装 置	外 観 点 検	0	0

電	意気工作物	点検、測定及び試験項目	工事期間中の 点検	竣工検査
非	原動機	外 観 点 検	0	0
常用	及び	観 察 点 検		0
予	付 属 装 置	保護装置動作試験		0
備		始 動 停 止 試 験		0
発電	発 電 機	外 観 点 検	0	0
設	及び	発電電圧•周波数等測定		0
備	励 磁 装 置	観 察 点 検		0
小	接地装置	絶縁抵抗測定		0
出		接地抵抗測定		0
力発電設備	開閉器・遮断機・配電盤 発電設備の建物・室 キュービクルの外箱	受電設備に準ずる	同左	同左
を		外 観 点 検	0	0
含む	水力設備及び付属装置	観 察 点 検		0
$\overline{}$		絶縁抵抗測定		0
-1.1-	蓄 電 池	外 観 点 検	0	0
蓄	及び	観 察 点 検		0
電池	充 電 装 置	液 量 点 検		0
設		※2 電圧·比重·液温測定		0
備		絶縁抵抗測定		0
		接地抵抗測定		0

- (注)(1) 工事期間中の巡視、点検において、点検の一部又は全部を外部委託先以外の者に実施させる場合は、外部委託先の監督のもとに行い、その結果の記録を掲示し、外部委託先からの指導、助言を受けるものとする。
 - (2) 竣工検査において、点検、測定及び試験項目の一部又は全部を外部委託先以外の者に実施させる場合は、外部委託先に立ち会わせるとともに、点検、測定及び試験の結果の記録を掲示し、外部委託先は必要に応じて指導、助言するものとする。
 - (3) 電気工作物の施工状況によっては、点検、測定及び試験項目の一部又は全部を省略することができる。
 - (4) ※1を付した項目は必要が認められる場合に行う。
 - (5) ※2を付した項目は、パイロットセルで行うものとし、構造(密閉型等)によりその一部又は全部を省略することができる。

(2) 発電所

電	気工作物	点検、測定及び試験項目	工事期間中の 点検	竣工検査
	原動機	外 観 点 検	0	0
	水 車	観 察 点 検		0
	発電機	※1 機関の調整・整備		0
発	配 電 盤 等	絶縁抵抗測定		0
<i>=</i>	始動用設備	接 地 抵 抗 測 定		0
電	蓄電池設備	※1 継電器との結合動作試験		0
設	燃料供給施設	継電器動作特性試験		0
HX	冷 却 装 置	※2 絶縁油の点検・試験		0
備	発 電 機 室 内	内 部 点 検		0
	光電池設備	※1 制 御 装 置 試 験		0
	電池本体	起動停止試験		0
	電力変換装置	※3 蓄電池電圧·比重·液温測定		0

- (注) (1) 工事期間中の巡視、点検において、点検の一部又は全部を外部委託先以外の者に 実施させる場合は、外部委託先の監督のもとに行い、その結果の記録を掲示し、外部 委託先からの指導、助言を受けるものとする。
 - (2) 竣工検査においては外部委託先と協議して行う。また、点検、測定及び試験項目の一部又は全部を外部委託先以外の者に実施させる場合は、外部委託先に立ち会わせるとともに、点検、測定及び試験の結果の記録を掲示し、外部委託先は必要に応じて指導、助言するものとする。
 - (3) 電気工作物の施工状況によっては、点検、測定及び試験項目の一部又は全部を省略することができる。
 - (4) ※1を付した項目は、原則として「当該設備を製造した者その他の当該設備の構造及び性能に精通する者」により行うものとする。
 - (5) ※2を付した項目は必要が認められる場合に行う。
 - (6) ※3を付した項目は、パイロットセルで行うものとし、構造(密閉型等)によりその一部省略することができる。

り公表する

附 則

この規則は、 公布の日から施行する。

訓 令

岡 県 訓 令 第 + 뮹

福

福岡県教育委員会訓令第三号

福岡県同和対策会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年六月七日

福岡県知事 小 Ш

洋

岡 県 教 育 委 員 会

福

福岡県同和対策会議規程の一部を改正する訓令

福岡県同和対策会議規程 (昭和四十一年九月 福岡県教育委員会訓令第三号/ の一部を

次のように改正する

第五条第二項中「総務部私学学事振興局学事課長」を削り、 「新社会推進部社会活動

「人づくり・県民生活部社会活動推進課長

推進課長」を 人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局政策課長」 に改める。

附 則

この訓令は、 公布の日から施行する。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第五十五号

体の届出があったので、 政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定による政治団 同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとお

平成二十八年六月七日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井

克

已

(--)政党の支部

(イ) 法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

の氏名 会計責任 者の氏名 所の所在地 主たる事務 公職の種類 (第一号) 単位として設 村等の区域を けられる支部 一以上の市町 届出年月日

本

庁

の名称 政治団体

出先機関

民主党福岡 山内 康一 竹内 美貴 福岡県福岡 衆議院議員 0 二八、 Ξ \equiv

見二一一六 市早良区室

部

県第3総支

 (\Box) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体

<u>|</u>

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称 代表者

の氏名

主たる事務所の所在地

届出年月日

者の氏名 会計責任

全国同和・福祉・環 小松 孝一 白川 秀之 福岡県田川郡川崎町大字池尻一 二八、

髙木 伸治 髙木 伸治 福岡県宗像市樟陽台二—二—一 二八、

 $\overline{\circ}$

矢田部左近 山本 正彦 福岡県福岡市南区横手二—三八 二八、

三、

 \equiv

三

二九

三

二四

躍進の会

境・推進協議会

高木しんじ後援会

つくる会

笠井かなえと未来を

笠井香奈枝

林田

公子

福岡県宗像市東郷二―四―一五

二八、

三

二九

福岡県選挙管理委員会告示第五十六号

とおり公表する。 体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次の 政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号)第七条第一項の規定による政治団

平成二十八年六月七日

	平成 28 年 6	月7日	火曜日	社	畐 岡	県公	報	第	3798号	増刊①	10
の名称 体	宗像市支部	六支部 市早良区第 第	国明長主党	福岡県たば	支部 福岡県倉庫	第三支部 相同民主党	区第六大 蓝 相同県北九 相田民主党	小倉北支部	部 久留米市支 方 官由民主党	の名称の名称の名称	
の氏名	その他の政治団体 (x) 市支部 民主党 伊豆美沙子		大原弥寿男	加藤正信	城野 隆行	上野照弘	佐々木健五	山本慎一郎	原口剣生	の氏者	Ĭ
異動事項	政党及び政治資 ^へ 氏名	氏 名	長 会計責任者の	代表者の氏名	氏名会計責任者の	氏名計責任者の	氏名 名 責任者の	の所在地	氏名	異動事項	福
新	(政党及び政治資金団体以外の政治団体) 氏名 - 会計責任者の 吉田眞士男 - ア		大原 芳晴	加藤正信	押井和徳	上村 陽子	藤本倫康	—二五─三○二 信北区砂津一—六 一二五─三○二	江頭渡	新	福岡県選挙管理委員会委員長
旧	(体)		富田浩三郎	脇園悟	北崎保	加藤愛子	山本英輔	○—一五 ○—一五	小坪鉄藏	旧	
異動年月日	七、六、一		二七、六、一	二七、四、一五	二七、七、一	二八、一、四	二 八 三、 一	一 二八、 三、二九	二八、三、一〇	異動年月日	藤井克已
会鯉川信二後援	刹師連盟 利部連盟	師連盟 遠賀中間薬剤	会小田和久後援	接会大原やすお後	ロジェクト	(飯塚医師連盟	援会阿部やすお後	援会	会 明石哲也後援
川信二後援	井薬	問 薬 剤	田和久後援	やすお後	ロ レインエクト ブ	う真実ととしお後		飯塚医師連盟 松浦	やすお後	みねこ後	石哲也後援
会鯉川信二後援 大神 亨	利師連盟 久留米三井薬 友安 義延	師連盟 選賀中間薬剤 田中 孝一	会 会	接会 大原弥寿男	ロジェクト	ら ここの こ		飯塚医師連盟 松浦 尚志	援会 阿部やすお後 松丘 政文	援会 秋永 峰子	明石
大神	井薬 友安	間薬剤 田中	田和久後援善畠田	やすお後	ロジェクトの所在地	う真実と 江藤 真実としお後 稲員 稔夫		松浦 尚志	やすお後 松丘	みねこ後 秋永	
大神亨	井薬 友安 義延 主たる事務所	間薬剤 田中 孝一	田和久後援 畠田 守悦	やすお後 大原弥寿男	ブの所在地	う真実と 江藤 真実 主たる事務所としお後 稲員 稔夫 会計責任者の	の所在地	松浦 尚志 代表者の氏名 : ・	やすお後 松丘 政文 主たる事務所	みねこ後 秋永 峰子	明石 政巳
大神 亨 代表者の氏名	井薬 友安 義延	間薬剤 田中 孝一 代表者の氏名	田和久後援 畠田 守悦 代表者の氏名	やすお後 大原弥寿男 会計責任者の	ブ	う真実と 江藤 真実 主たる事務所ら真実と 江藤 真実 主たる事務所	の所在地の所在地	松浦 尚志 代表者の氏名 : ・	やすお後 松丘 政文	みねこ後 秋永 峰子 会計責任者の	明石 政巳 代表者の氏名
大神 亨 代表者の氏名 大神	カップ カップ カップ カップ カップ カップ 東 友安 義延 主たる事務所 福岡県久留米市	間薬剤 田中 孝一 代表者の氏名 田中	氏名 (代表者の氏名 畠田 守悦 加納田和久後援 畠田 守悦 代表者の氏名 畠田 守悦 加納	やすお後 大原弥寿男 会計責任者の 大原 芳晴		う真実と 江藤 真実 主たる事務所 福岡県福岡市西ら真実と 江藤 真実 主たる事務所 福岡県福岡市西 氏名	の所在地 塚四階 塚四階 メディラック飯	氏名 ・ 代表者の氏名 松浦 尚志 ・ 代表者の氏名 松浦 尚志	一	みねこ後 秋永 峰子 会計責任者の 樋口 牧子 - 末次	明石 政巳 代表者の氏名 明石 政巳 北住
大神 亨 代表者の氏名 大神 亨	井薬 友安 義延 主たる事務所	間薬剤 田中 孝一 代表者の氏名 田中 孝一	氏名 () 日和久後援 畠田 守悦 代表者の氏名 畠田 守悦 代表者の氏名 畠田 守悦	やすお後 大原弥寿男 会計責任者の 大原	ブの所在地	う真実と 江藤 真実 主たる事務所 福岡県福岡市西ら真実と 江藤 真実 主たる事務所 福岡県福岡市西 氏名	の所在地 原町一―一サン 町一-の所在地 原町一―一サン 町一-	氏名 ・ 代表者の氏名 松浦 尚志 ・ 代表者の氏名 松浦 尚志	―― の所在地 二日市北三―三 やすお後 松丘 政文 主たる事務所 福岡県筑紫野市	みねこ後 秋永 峰子 会計責任者の 樋口 牧子	明石 政巳 代表者の氏名 明石 政巳
大神 亨 代表者の氏名 大神 亨 矢野	カップ カップ カップ カップ カップ カップ 東 友安 義延 主たる事務所 福岡県久留米市	間薬剤 田中 孝一 代表者の氏名 田中 孝一 森	氏名 (代表者の氏名 畠田 守悦 加納田和久後援 畠田 守悦 代表者の氏名 畠田 守悦 加納	やすお後 大原弥寿男 会計責任者の 大原 芳晴		う真実と 江藤 真実 主たる事務所 福岡県福岡市西 福岡県福岡市西 二七、5真実と 江藤 真実 主たる事務所 福岡県福岡市西 福岡県福岡市西 二七、氏名 氏名 田 大三郎 中村 政之 二八、としお後 稲員 稔夫 会計責任者の 稲員大三郎 中村 政之 二八、	塚四階の所在地 原町――一サン 町一―四メディラック飯メディラック飯	氏名 (代表者の氏名 松浦 尚志 馬郡 良英松浦 尚志 代表者の氏名 松浦 尚志 馬郡 良英	の所在地 二日市北三―三やすお後 松丘 政文 主たる事務所 福岡県筑紫野市	みねこ後 秋永 峰子 会計責任者の 樋口 牧子 - 末次	明石 政巳 代表者の氏名 明石 政巳 北住
大神 亨 代表者の氏名 大神 亨 矢野 宏	の所在地 通町六─四 七─五十薬 友安 義延 主たる事務所 福岡県久留米市 福岡県久留米市	間薬剤 田中 孝一 代表者の氏名 田中 孝一 森 保	氏名	氏名 大原弥寿男 会計責任者の 大原 芳晴 冨田浩三郎		う真実と 江藤 真実 主たる事務所 福岡県福岡市西 福岡県福岡市西 氏名 氏名 氏名 日本 氏名 日本	塚四階 「「「「「」」」」 「「」」 「「」」 「「」」 「」」 「」 「」 「」 「	氏名 代表者の氏名 松浦 尚志 馬郡 良英 二六、 四、松浦 尚志 代表者の氏名 松浦 尚志 馬郡 良英 二六、 四、	―― 九○―四 の所在地 二日市北三―三 二日市北四―二やすお後 松丘 政文 主たる事務所 福岡県筑紫野市 福岡県筑紫野市	氏名 秋永 峰子 会計責任者の 樋口 牧子 - 末次 豊彦	明石 政巳 代表者の氏名 明石 政巳 北住 吉彦

11 平成	28年6月7	7日 火曜	E .	福	岡	県	公	報			第3	798号	増刊①
援会原ひであき後	会 政治連盟福岡 日本司法書士	援会中原せいご後	会中富正徳後援	会 筑豊民族協議	· 书之	受べ 竹下しづお後	後援会	援会瀬戸ひかる後	後援会	後援会	会櫻井英夫後援	後援会	屋後援会幸福実現党粕
武末	牧 園	石崎	中富	吉野		竹下司津男	髙橋	瀬戸	佐々木益雄	佐々木健五	中村	古賀	岡 本
亘	雅 充	郎	正徳	信幸			弘展	光			京子	義教	俊二
の所在地	氏名 会計責任者の 代表者の氏名	代表者の氏名	氏名	氏名会計責任者の	<i>O</i>	主たる事務所	氏名 会計責任者の	氏名	氏名会計責任者の	氏名	代表者の氏名	氏名	氏名
九 玖 南 五-六	林牧園	石崎	長尾	中 村	八雀	島 福岡 国	野村	和多	佐々木喜子	藤本	中村	古賀セイ子	渡辺
一二二—	啓 雅介 充	郎	幸子	道成	八雀上一三十二	鳥丘二 三 福岡県古賀市花	幸代	政博	亭子	倫 康	京子	イ子	公則
玖 南 四 —	松原本田	本田	蒲池	中村	二剂	神福岡県	梶原	和多	大中	山本	中村	松尾	中島
玖南四—八	信業	祥	豊子	泰之		神一 一里 一福岡県古賀市天	寛暢	正博	清治	英輔	博美	義弘	徹
二八、	二 七、	二八、	二七、	二七、		二八、	二七、	三六、	八、	二八、	二八、	二七、	八、
11, 110	五、	芎	$\vec{}$	≒		三	六		=	三		三	三
<u>=</u>	=======================================	_	0	_		-	===	0	0	_	四	0	五.
地区大文部筑後福岡県農政連	也区 八女支部立花 福岡県農政連	地区不女主部黑木福岡県農政連	支部 岩連盟福津市	支部	福岡県商工政	部(治連盟忝田支福岡県商工政	支部 治連盟古賀市 福岡県商工政	議連盟	業政治連盟福岡県印刷産			接会平井信太郎後
中富	中園	橋村	原田		前田		中 園	三輪	礒山	白石			桜木久寿雄
直俊	広明	良明	誠		哲男		博文	朋之	誠二	秀充			- 1
氏名	代表者の氏名	氏名会計責任者の氏名	氏名	氏名	代表者の氏名	j	氏名会計責任者の	氏名	代表者の氏名	氏名 会計責任者の 氏名	氏名言 宣行者の	代表者の氏名	の所在地主たる事務所
川中口富	中園	橋 橋 村 村	西島	石井	前田		中尾	藤本	礒山	伊 白藤 石	有日	と日 桜木久寿雄 ―五	南福
英 直 夫 俊	広明	良 良明 明	以	隆博	哲男		弘道	芳博	誠二	茂 秀 樹 充	滇	寿雄	南大利一—一三福岡県大野城市
中 永山 松	中 村	仁仙 田頭原	德 丸	前田			鬼 丸	佐々木嘉朋	末吉	白木石村	坊 口	五タニガワ	南福岡県
世孝一信	宝思 一	原政美	照人	哲男	美		秀雄	嘉朋	紀雄	秀俊充作	E	屈刀 女逢平井信太郎	南ケ丘一一二一福岡県大野城市
二七、	二七、	二八、	亡		二七、		二七、	二八	二七、	二八、		二八、	二七、
六	八	三	四、				四、	三	九、	二、二六			五、一
_	八		_		五.		_	四四	一 七	二六		五五	Ξ

平	成28年6月7日	火曜日	福	岡	県 公	報		第37	98号 増	刊① 12
2	会) (なじみ 松下としお後	後援会	接会 なたば公人後	ーク・福岡東政治ネットワ ふくおか市民	南ーク・福岡城	政治ネットワ	ングランド では、 できない できる いっという できる いっとり かんしょう いっぱい かんしょう いっぱい かんしょう いんしょう いんしょう いんしょう いんしょう いんしょう はんしょう いんしょう はんしょう はんしょ はんしょう はんしょ はんしょう はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ	ーク・古賀 政治ネットワ ふくおか市民	連盟区税理士政治福岡県福岡地	地区八女支部星野福岡県農政連
	力 丸 	舩越	香田	豊嶋		清水	因幡	大田るり子	吉田扶久子	<u>Ц</u> П
代の自	正 行 主 称 政 氏 会	隆 之 の主 氏	実 会代 」	聡子 壬 会 代	代	倫子 の主	<u>真</u> 澄 代			祐 次 氏 会 代
代表者の氏名	主たる事務所	の所在地	責任者の氏名	氏名 会計責任者の 代表者の氏名	代表者の氏名	の所在地 主たる事務所	代表者の氏名	代表者の氏名	氏名 会計責任者の 氏名	氏名 会計責任者の 代表者の氏名
力丸 正行 一 工行	福岡県中間市長会(なじみ会)会(なじみ会)としお後援松下としお後援	五条一—二—二	四郎丸啓昭 実	山之内芳晴	清水 倫子	南区梅林三—一福岡県福岡市城	因 幡 真澄	大田るり子	西野龍太郎	西田成寿
西〇谷初田			二二場場	澤 森渡	上 村 一		平	伊東	加 吉 養	原高口木
西田 義幸 一一二十一	福岡県中間市通 茂一 古賀 茂一 古賀 茂一	五条一—二四四 五条一—二四四	二場 浩隆	節 文子子	幸子	南区七隈四—三福岡県福岡市城	直美	洋子	加茂 邦彦	正 昇 秋
	二八、	主、	三七、	二八、		二八、	二八、	二八、	芸芸	亡、
	=	五、	=	=		三	三、二七	=	二六六	t,
	=======================================	0		Ξ		七	七	五五	一八	Ξ
西体の解散の届出 政治資金規正法	援会りくた孝則後	接会・おりのでは、おります。	盟 八幡薬剤師連	後援会やすなが浩之	授会のりお後	会森﨑巨樹後援	な やかな未来を なる会	接会村上百合子後	みらい福岡	改革 2 1 野手郡
の規 季管理	陸 田	吉 吉	脇園	瀬口	八木	森﨑	森	村上	<u> </u>	春田
■があっ (昭和 委員会	実	吉永小百合	隆二	学	徳雄	巨樹	文子	村上百合子	康雄	章匡
本の解散の届出があったので、同条第政治資金規正法(昭和二十三年法律第政治資金規正法(昭和二十三年法律第	氏名会計責任者の	代表者の氏名	氏名	氏名会計責任者の	の所在地	氏名	氏名	氏名会計責任者の	氏名	の所在地 主たる事務所 を 主たる事務所
同条第三項の規定に基づき、法律第百九十四号)第十七冬	山 﨑 隆 司	吉富まり子	星野正俊	安永 愛子	二—一—六門司区大里本町福岡県北九州市	森﨑純子	山之内芳晴	村上博文	浜崎太郎	久三四七三 福岡県宮若市倉 福岡県宮若市倉
次第の一	安永雅晴	矢本 憲 文 不		加藤哲夫	上一一五一一一 相岡県北九州市	森﨑一誠	澤渡節子	手嶋輝之	三角公仁隆	久三四七四 (外三四七四 (大三四七四) (大三四七四) (大三四七四) (大三四七四) (大三四七四) (大三四七四) (大三四七四) (大三四七四) (大三四七四) (大三四七四) (大三四七四) (大三四七四) (大三四七四) (大三四七四)
はおり公場の規定	二八八	二二十	二七、	二八、	二八、	二八、	二八、	二八、	二七、	二八、
次のとおり公表する。	Ξ,			三、四	三五	- <u>`</u> 	=;	三、二九	五、 一	一、一六

13	平原	戊 28 ⁴	年6月	7日	火曜日	3		福	岡	県	公	報					第3	798	号 岀	曽刊①
小田すぐる後援会	おだ勝彦後援会	岡部ゆきひろ後援会	太田強後援会	おおぎ敏彦後援会	遠藤嘉昭後援会	塩田昌生後援会	岩本壮一郎後援会	いわなが利勝後援会	入江裕二郎後援会	井上やすひろ後援会	市津広海後援会	いしはら浩二後援会	EARTH ROCK	阿具根しんや後援会	秋成茂信後援会	赤木達男後援会	政治団体の名称	一 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)	福岡県選挙管理委員会委員長	平成二十八年六月七日
小田 卓 二七、一二、 一	津田 政敏 二七、一二、三〇	石井 宣之 二七、一二、三一	強二八、三、	大城 敏彦 二八、 三、二〇	遠藤 嘉昭 二七、一一、二八	植田 優 二七、一二、三一	石橋 一海 二八、 三、三一	岩永 利勝 二八、 三、一〇	入江裕二郎 二七、一二、三一	井上 保廣 二七、 七、三一	市津 広海 二七、一二、二五	石原 浩二 二八、 二、二九	佐竹 敏昭 二七、一二、三一	阿具根真哉 二八、 二、一九	小島 晴喜 二七、一二、三一	赤木 達男 二八、 三、 一	の氏名 解散年月日	(本)	会委員長 藤井克已	
平見光司後援会	ひらばる四郎後援会	林田たかあき後援会	西口周治後援会	ニイムラクラブ	中村うち広後援会	なかみち誠明後援会	中島みわ子と未来をつくる会	中島まさかず後援会	中川やすたか後援会	ちくしの新時代をつくる会	谷口てるあき後援会	すが太助を応援する会	榊朋之後援会	小栁みちえ後援会	小松孝一後援会	八二) 河端力三後援会(主たる事務所の所在地 田川郡糸田町西部一三	川島忠孝後援会	かみむら幸子と未来をつくる会	喝手連	春日那珂川政経研究会
岩本 康男 二七、一二、二〇	谷 久子 二七、一二、三二	林田 貴晃 二七、一二、 一	松田喜代治 二七、一二、三二	新村 雅彦 二八、 二、二九	中村 内廣 二七、 五、一〇	忠津 孝 二七、一二、二〇	中島美和子 二八、 三、 一	中島 正一 二七、一二、三二	中川 康隆 二八、 二、二九	平原 四郎 二七、一二、三二	谷口 輝昭 二八、 三、一三	菅 太助 二七、 五、三二	榊 朋之 二七、一二、三二	小栁 道枝 二七、一二、三一	小松 孝一 二七、 六、二〇	坂元 博 二七、一二、一〇	川島 忠孝 二七、一二、二一	上村 幸子 二八、 三、 五	甲斐 武 二七、二二、三二	渡辺 英幸 二七、一二、三二

		平成 28	年6月7日	火曜日	福	岡	県	公	報		第37	98号	計 増	FJ(1)	14
福岡県選挙管理委員会告示第五十九号		議員 大助 福岡県議会 堀大助後援会	笠井香奈枝 宗像市議会 笠井かなえと未	名 (代 名称 と称 と称 と称 とから という		平成二十八年六月七日次のとおり公表する。	管理団体の届出があったので、	政治資金規正法(昭和二十三	福岡県選挙管理委員会告示第五十八号	わたなべ英幸後援会	吉田高志郎後援会吉田アツシ後援会	山本みきお後援会	山下元生後援会	山崎ひろみ後援会	三原おさむ後援会
五十九号		接会 福岡県行橋市上津熊九三―三 二八、 三、二五	、る会	団体の 主たる事務所の所在地 指定年月日	福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井 克 巳		同法第十九条の二第一項の規定に基づき、その名称等を	(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第二項の規定による資金	五十八号	諸岡 正明 二七、一二、三二渡辺 一 二七、一二、三二	加生 末男 二八、 二、一二 吉田 厚 二七、一二、三二	山本 幹雄 二八、 三、一八	野間口資二 二八、 三、一七	山崎 廣美 二七、一二、 一	三原 修 二八、 二、二六
	森田 卓也 森田卓也後援会	美浦 喜明 みうら喜明後援	平原 四郎 ちくしの新時代	春田 章匡 宮若・鞍手郡改	会 竹下司津男 竹下しづお後援				白石 卓也 白石卓也後援会	塩田 文男 P·M·A	な はた者の氏 名称 した者の氏 名称 で で の に た の に と で の に り た の に り た り り り り り り り り り り り り り り り り り		十	に基づき、次のとおり公表する。	政治資金規正法(昭和
	会公職の種類	援公職の種類			ガー ガー ガー ガー ガー ガー ガー	公職の種類		の所在地	主たる事務所	c 公職の種類	の異動事項	福岡県	Ï	ム表する。 予項の異動の届 ¹	二十三年法律等
	宗像市議会議員	水巻町長	筑紫野市長	八三四十三 第21 第21 第21 第二十二 第二十二 第二十二 第二十二 第二十二 第二十二 第二十二 第二十	鶴丘二—三—一福岡県古賀市花	員 筑紫野市議会議	 -t	二日市西三—五	· 百石卓也後接会	築上町議会議員	新	福岡県選挙管理委員会委員長		凹があったので、	第百九十四号) 第
	宗像市長	水巻町議会議員	員 筑紫野市議会議	大三四七四十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	神一—一四—一福岡県古賀市天	県議会議員	四〇六	五条二十三十一	福岡県太宰府市をつくる会	県議会議員	lΒ	云委員長藤		同法第十九条の	^死 十九条第三項 ^統
	二四、一一、	五、一、、一四四	五、二、一	二八、一、一六	二八、三、一	二七、五、二五			二六、一〇、一	二七、三、一	異動年月日	井克已		のとおり公表する。 体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定	(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第三項第三号の規定によ

上村

幸子

太田

強

太田強後援会

井上

保廣

をした者の氏名 資金管理団体の届出

川島

忠孝

福岡県選挙管理委員会告示第六十号

管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき 政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第三項の規定による資金

次のとおり公表する。 平成二十八年六月七日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井

克

己

再

掲

渡辺

英幸

春日那珂川政経研究会

吉富

巧

よしとみ巧後援会

法第十九条第三項第一号による届出

資 金 管 理 团 体 0) 名 称

取消年月日

福岡県訓令第十号

福岡県公告式条例

する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第四条第二項において準用

井上やすひろ後援会

かみむら幸子と未来をつくる会

二八、

三、

五.

平成二十八年六月一日

二七、一二、二二

二八、

 \equiv

福岡県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

出先機関

本

庁

二七、

七、三二

川島忠孝後援会

小栁みちえ後援会

榊朋之後援会

中川やすたか後援会

中島みわ子と未来をつくる会

中村うち広後援会

ニイムラクラブ

平井信太郎後援会

平井信太郎

船久保信昭

ふなくぼ信昭後援会

平成28年6月7日

新村

雅彦

中村

内廣

火曜日

中島美和子

中川

康隆

榊

朋之

小柳

道枝

倉掛

小竹

くらかけ小竹と笑顔の仲間たち

二八、

三五五

二七、111、1111

のように改正する

福岡県職員の駐在に関する規程(昭和三十一年二月福岡県訓令第十二号)の一部を次

福岡県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令

福岡県知事

小

Ш

洋

別表国際交流事務関係の項を削る。

二八、 二七、二二、三二 二、二九

則

この訓令は、公布の日から施行する。

 \equiv

二八、

瓦

 $\overline{}$

二、二九

二八、

二七、

二八、 一、 一 五

二八、

11, 110

吉田 厚

山崎

廣美

山崎ひろみ後援会

吉田アツシ後援会

二七、一二、

二八、三、三〇

七、二二、三二

二七、一二、三二